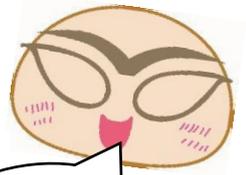


# おむつ引換券の利用について



◆引換券は、以下の「利用手順」と「注意事項」を確認してからご利用ください。

## <利用手順>

① 引換券が利用できるお店の確認をする(裏面参照)



裏面もご覧  
下さい！

② おむつ用品を選ぶ



**チェック** ✓

購入できるおむつ用品は？

- 紙おむつ
- 布おむつ
- おむつカバー
- おむつライナー
- おしりふき

・その他、「おむつ用ポリ袋」「おむつ用消臭剤」のように  
明らかにおむつ関連用品であれば対象になります。

**※おむつ用品以外は購入できません！**

③ レジで「引換券」と「子ども医療費助成金受給資格者証 ※1」を提示する

おむつ  
引換券

子ども医療費  
助成金受給  
資格者証



**チェック** ✓

購入するときの注意点は？

- 子ども医療費助成金受給資格者証※1を必ず提示すること  
※1 または、ひとり親家庭医療費助成金受給資格者証、  
重度心身障害医療費助成金受給資格者証
- 引換券は利用できる月が決まっています。出生月（又は転入月）の翌月から1ヶ月に1枚ずつ1才の誕生日まで利用できます。
- 対象のおむつ用品”以外”の購入は【別会計】でお願いします。
- おつりは出ません。 

※おむつ用品を 2,000 円以上お買い物した方がお得です！

## 注意

- 市外への転出(対象児の死亡)等により受給資格を失った場合は、届出の際に**必ず未使用の引換券を返還**して下さい。
- 引換券は金券です。どんな理由があっても**再発行しません**ので紛失等にはご注意ください。
- 引換券を**他人に譲る等の行為はしない**で下さい。
- 申請情報(対象児またはその保護者の氏名や住所)の**変更**があったら届け出て下さい。
- 引換券に記載されている月に使用できなかった場合、**無効になります**のでご注意ください。
- 出生直後で保険証及び子ども医療費助成金受給資格者証が**発行されていない時にも引換券は使用出来ます**。  
お店にその事をお伝え下さい。